

CCUS活用モデル工事特記仕様書

(対象)

第1条 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）活用モデル工事実施要領（令和3年10月1日制定。以下、「要領」という。）に基づく工事である。

(実施方法)

第2条 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置しなければならない。

2 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告しなければならない。具体的な計測日は、受発注者の協議の上、決定するものとする。ただし、CCUSの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。

(システム活用にかかる費用)

第3条 CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）については、要領第8条により変更設計時に支出実績に基づき計上するものとする。

(その他)

第4条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。